

藤沢市廃棄物の減量化，資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について

藤沢市廃棄物の減量化，資源化及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市廃棄物の減量化，資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市廃棄物の減量化，資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年藤沢市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項を削り，同表2の項中

1体につき3000円
1体につき2000円

を

「

1体につき4800円
1体につき2500円

に改め，同項を同表1の項とし，同表3の項中

「1の項及び2の項に掲げるもの以外の一般廃棄物等」を「1の項に掲げるもの以外の一般廃棄物等」に，

事業活動に伴い排出される物（規則で定める特別大型ごみ（以下この表において「特別大型ごみ」という。）を除く。）を市長の指定する焼却施設又は破碎施設に直接搬入するとき。	10キログラムにつき200円。ただし，搬入重量が10キログラム以下のときは一律200円とする。
事業活動に伴い排出される特別大型ごみを市長の指定する焼却施設又は破碎施設に直接搬入するとき。	1個につき1000円

一般家庭から臨時に排出された物（規則で定める大型ごみ（以下この表において「大型ごみ」という。）及び特別大型ごみを除く。）を市長の指定する焼却施設又は破砕施設に直接搬入するとき。	10キログラムにつき70円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律70円とする。	を
一般家庭から臨時に排出された物を市長の指定する最終処分場に直接搬入するとき。	10キログラムにつき70円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律70円とする。	

事業活動に伴い排出される一般廃棄物を市長の指定する焼却施設又は破砕施設に直接搬入するとき。	10キログラムにつき270円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律270円とする。	
一般家庭から臨時に排出された物（規則で定める大型ごみ（以下この表において「大型ごみ」という。）及び規則で定める特別大型ごみ（以下この表において「特別大型ごみ」という。）を除く。）を市長の指定する焼却施設又は破砕施設に直接搬入するとき。	10キログラムにつき110円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律110円とする。	に
一般家庭から臨時に排出された物を市長の指定する最終処分場に直接搬入するとき。	10キログラムにつき110円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律110円とする。	

改め、同項を同表2の項とし、同表備考を次のように改める。

備考 2の項に規定する一般廃棄物の処理手数料を算出する基礎となる重量が10キログラムを超える場合で、5キログラム未満の端数があるときはこれを切り捨て、5キログラム以上10キログラム未満の端数があるときはこれを10キログラムに切り上げる。

別表第2中	10キログラムにつき200円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律200円とする。	を
-------	---	---

10キログラムにつき270円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律270円とする。	に改める。
---	-------

附 則

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日

以後に搬入された一般廃棄物に係る手数料及び産業廃棄物に係る費用について適用し、同日前に搬入された一般廃棄物に係る手数料及び産業廃棄物に係る費用については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、一般廃棄物の処分に係る処理手数料等について、負担割合を見直し、その額を改定する必要がある。